

都立浮間公園多面的活用プロジェクトの事業者を公募します

都は、公園に求められる多様なニーズに対応していくため、都立公園の「多面的な活用」を進めています。この一環として、平成29年3月には駒沢オリンピック公園に、令和2年8月には木場公園に飲食店がオープンし、都立公園を多面的に活用することで、新たな賑わいを創出する取組を進めています。

この度、多面的な活用のさらなる推進として、都立浮間公園（所在地：板橋区舟渡二丁目、北区浮間二丁目）において、新たな便益施設（飲食施設）を設置し運営する事業者を公募します。

1 事業の概要

浮間公園において、新たに便益施設（飲食施設）を設置し、来園者の利便性を高めるとともに、収益の一部を活用して公園の魅力を創出する取組を実施する事業者を公募します。

2 事業者の選定方法

公募型プロポーザル方式により選定します。

便益施設設置可能区域
範囲内で上限 300 m²



お問い合わせ先
建設局公園緑地部公園課 電話 03-5320-5168

3 今後のスケジュール

- ・募集要項の配布 令和2年10月29日（木曜日）から同年11月20日（金曜日）まで
- ・応募登録期間 令和2年10月29日（木曜日）から同年11月20日（金曜日）まで
- ・質問受付期間 令和2年10月29日（木曜日）から同年11月20日（金曜日）まで
- ・応募期間 令和3年1月25日（月曜日）から同月29日（金曜日）まで
- ・審査 令和3年2月から令和3年3月頃まで
- ・事業者の内定 令和3年4月予定
- ・営業開始 令和4年6月末までに開始予定

4 募集要項の配布

募集要項の配布は以下のとおり行います。

(1) 期間

令和2年10月29日（木曜日）から同年11月20日（金曜日）まで

(2) 配布方法

- ・都建設局ホームページに掲載

https://www.kensetsu.metro.tokyo.lg.jp/jigyo/park/tokyo_kouen/tamenteki_ukima.html

- ・窓口にて配布

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第二本庁舎5階北側

東京都建設局公園緑地部公園課利用促進担当

(土曜日、日曜日及び祝日を除く午前10時から正午まで及び午後1時から午後5時まで)

※新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、ホームページをご活用いただくとともに、窓口へ来庁される際はマスク着用など、感染症対策にご配慮いただきますようお願い申し上げます。

5 選定の進め方

- ・一次審査：書類審査
- ・二次審査：学識経験者等の外部委員からなる審査委員会にて審査

※二次審査で最も評価が高かった応募者を本事業の実施事業者として内定

※都は内定者と協議を行い、事業実施に関する基本協定を締結することで、事業者として決定

6 関連資料

- ・募集要項
- ・各種様式（様式1から12まで）

- ・各種資料（資料1から6まで）

資料につきましても、都建設局ホームページよりダウンロードすることが可能です。

https://www.kensetsu.metro.tokyo.lg.jp/jigyo/park/tokyo_kouen/tamenteki_ukima.html